

ゴビンダ通信

No43

発行：無実のゴビンダさんを支える会
事務局

Justice for Govinda

- Innocence Advocacy Group

September 30, 2010

支援者のみなさん、ナマステ！ 正しい裁判のため闘っていらっ
しゃる、全てのみなさんに、横浜刑務所の中から、心をこめて
「ナマステ」のごあいさつを送ります。毎日35℃度を超える
真夏日になってますが、みなさんお元気ですか？毎日蒸し暑い、
眠れない寝不足日が続けています。更にクーラーもなく、自由に
シャワーもあびることができないのできそ^もかし大変です。私は、
気の毒な人間なので、どんなに辛いことあっても我慢します。

みなさん暑いからねつ中しょうがなりやすいので気をつけて下
さい。今年の8月から家族に書いた手紙が制限され、今まで
のように、家族と手紙をやりとりするのはできなくなってしまいま
した。とても残念でなりません。このことで、気持が沈めて、更に精
神てきな弱いになりました。最近もと仕事を頑張るといふモチベッ
ションが無くなりましたよ。食欲が無いさいやくなじょうたいです。この
ようなひどい扱いを受けるのは、本当に悔しくて たまりません。
今年の夏休みに、どらはやき、バタークーキなど食べながら「マイケル
ジャクソンの映画「This is it」を見~~て~~楽しんでましたよ。私は、
マイケルのファンです。ここでは、どんなに辛くても、月5回の面会と、
みなさんからの手紙だけが心の支えです。みなさん今年も私に
助ける為に沢山の署名は、再審を開始のために、一生けんめい集
めくた^さって、東京高裁に提出したそうですね。みなさん本当にありがとう
ございました。私が1日も早くネールの家族のところに帰れるよう、これか
らもも助けて下さい。心から感謝します。無実ゴビンダ・フアラシ・マイナ
2010年9月6日、横浜刑務にて。

「家族への発信不許可」について補足説明

ゴビンダさんが巻頭メッセージに書いている「今年の 8 月から家族に書いた手紙が制限され・・・」について、以下、補足説明します。

これまでゴビンダさんはネパールの家族への手紙を客野宛に郵送し、それを客野がネパールに行く方々に託して、現地で家族に手渡してもらっていました。

ところが、今年の 8 月、ゴビンダさんが約 1 年ぶりに書いた家族への手紙を、これまでのように客野宛に送ろうとしたところ、封筒の宛名（客野）と内容物の宛名（家族）が異なるという理由で発信不許可にされてしまいました。刑務所側は、ゴビンダさんから家族に直接、航空便で郵送しなければならないというのです。

なぜ、これまで、わざわざ「客野経由で託送」という面倒なことをしていたのか？それは、下記のとおり、ネパールの郵便事情が非常に悪く手紙の紛失が日常茶飯事だからです。

ネパールにも日本と同じく郵便局はありますが、ネパールはまだ住所が細かく表示されていないため、郵便物は全て郵便局止めで、日本のように郵便物を各家庭に届けるといったサービスはありません。したがって、ネパールの人々は、常に自分宛の手紙が届いていないか、郵便局に出向いてチェックし続けていなければなりません。

それでも、郵便局が確実に手紙を保管してくれればよいのですが、郵便局はきちんと本人確認をせず手紙を渡してしまいます。とくに、海外からの封書は狙われやすく、中に現金などが入っていないかと開封され、入っていれば現金を盗られ、入っていないければ捨てられてしまいます。手紙の紛失は例外的な最悪のケースではありません。

このようなネパールの特殊な郵便事情を説明しても、なお刑務所は今回に限っての特別発信さえ認めようとせず、ゴビンダさんが心をこめて書いた手紙は今も当局に領置されたまま、ゴビンダさんの手元にさえ戻ってきていません。こんな硬直したやり方にどんな意味があるのか理解に苦しみます。次回の要請で改善を求めたいと思っています。（客野）

面会報告

9 月 17 日（金）、面会に行ってきました。ゴビンダさんは、休みが続くので、今週は面会はないかなと寂しく思っていたので、とても嬉しいと言ってくれました。暑さも少し和らいだので、少し楽になったようです。

今日は良い話がありますと言って話してくれました。ゴビンダさんの妹さんのラディカさんがオーストリアの人と結婚してオーストリアに住んでいます。ご主人と昨年生まれたお嬢ちゃんと、お姑さんと四人で暮らしています。ラディカさんから手紙が届き、ゴビンダさんの長女のミティラを大学に行かせるために呼び寄せるという話でした。ゴビンダさんと家族たちの以前からの願いがようやく実現しました。支援の会でも、今後のミティラの進むべき道について、色々頭を悩ませていました。ネパールにいても、仕事は何もありません。さらに大学に進むにも、お金がかかり、しかも、卒業しても仕事がないことは変わりがないということで、日本に留学の話なども出ていましたが、金銭的な問題もあり、心配していました。オーストリアでは、次女のエリサも来年卒業したら、受け入れてくれるとかで、一番安心な道で、ほっとしています。ラダさんは寂しくなるでしょうが・・・。

（蓮見）

国民救援会が全国大会でゴビンダさんの再審開始要請を決議

日本国民救援会第55回全国大会(7月31日～8月2日)で、「東電OL殺人事件の再審開始を要請する決議」(以下全文)が採択されました。

本件の再審請求人であるゴビンダ・ブラサド・マイナリさん(ネパール人男性、当年43才)は、1997年に逮捕されてから今日まで、一貫して無実を訴え続けています。

この事件は、「東電OL殺人事件」という通称で世間に知られています。当初、被害者の特殊な事情がセンセーショナルに報道されたからです。しかし、この事件には、もう1人の被害者=冤罪被害者が存在します。それが本件の請求人ゴビンダさんなのです。

ゴビンダさんは、1997年3月にビザの期限切れで別件逮捕され、全面否認のまま同年5月に強盗殺人容疑で起訴されました。

一審・東京地裁は、1997年10月から30回以上の公判で慎重な審理を重ねた結果、2000年4月、ゴビンダさんに無罪判決を言い渡しました。刑事訴訟法345条によれば、無罪判決により勾留の効力は失われます。ところが、一審判決を不服とする検察は、東京高裁に控訴するとともに、ゴビンダの再勾留を裁判所に求めたのです。再勾留の可否について、裁判官の間でも意見がふたつに割れました。しかし、結局、検察の度重なる要求により、最高裁で3対2の小差で再勾留が決定してしまいました。

二審・東京高裁は、2000年8月から4ヶ月、わずか8回のスピード審理で、一審無罪を破棄し、無期懲役の逆転有罪判決を言い渡しました。「はじめに有罪ありき」の予断と偏見による不当な判決であるとして、ゴビンダさんは最高裁に上告しましたが、2003年に棄却され、無期懲役刑が確定しました。

ゴビンダさんには、自白、犯行目撃証言などの「直接証拠」がありません。したがって、「間接証拠」(状況証拠)の認定によって、有罪か無罪かが争われました。二審東京高裁は、「全ての状況証拠を総合的に評価すれば、被告人が犯人であることに合理的な疑いを入れる余地はない」と言い切っています。しかし、じつは検察が法廷に出してきた証拠が「全ての状況証拠」ではありません。検察は、有罪立証に役立つ、被告人に不利な証拠しか提出しないからです。検察が隠している証拠(現在の公判前整理手続であれば当然に開示されていたはずの証拠)が出されれば、確定判決の言う「状況証拠の総合評価」は崩れる可能性があります。どうか一件書類を精査の上、弁護団の証拠開示請求に応じるよう検察に勧告してください。

ゴビンダさんは、再審によって誤判が正され、晴れて無罪となって故郷に帰る日が必ず来ることを信じて、今この瞬間も過酷な獄中生活に必死で耐えています。

2005年3月24日付の再審請求において提出した新規明白な証拠にもとづき、確定判決を根本的に見直し、1日も早く再審開始を決定されますよう、ここに要請いたします。

東京高等裁判所第四刑事部 岡田雄一裁判長殿

無実のゴビンダさんを支える会

日本国民救援会中央本部・東京都本部

***再審開始要請署名に、ご協力ください(署名用紙同封。HPからもダウンロード可)。**

今こそ開け！再審の扉！

大崎事件： 8月30日、原口アヤ子さん(83)が、鹿児島地裁に第2次再審請求書を提出しました。原口さんは、第1次再審請求で02年にいったん再審開始決定を勝ちとりましたが、04年に福岡高裁宮崎支部で取り消され、最高裁で確定していました。「これが最後の機会。やってもいない罪を着たまま死ぬことはできない！」と原口さんは訴えています。

布川事件： 水戸地裁土浦支部で開かれている再審裁判の第3回公判(9月10日)で、43年前に事件発生直前の被害者宅を目撃した女性(77)が、「目撃したのは杉山さんではない」と明確に証言しました。次回は10月15日、桜井さんと杉山さんの被告人質問。11月12日に論告求刑の予定。いよいよ再審無罪が見えてきました！（判決は来年になる見込み）

名張毒ぶどう酒事件： 名古屋高裁に差し戻された名張毒ぶどう酒事件の三者協議で、8月30日、下山保男裁判長は、奥西勝さんが犯行に使用したとされた農薬「ニッカリン T」を再製造し、新たに鑑定をやり直す意向を示しました。弁護団は「実験の目的が明確でない」として反対しています。今年の9月10日は、一審無罪の奥西さんを死刑判決にした日から数えてじつに41年目。もはやこれ以上の審理引き延ばしは絶対に許されません！

三鷹事件： 東京の三鷹駅で1949年、無人の電車が暴走して6人が死亡した三鷹事件で、竹内景助元死刑囚(67年に病死)の長男の弁護団が9月22日、11月にも東京高裁に第2次再審請求を行うことを明らかにしました(23日付東京新聞より)。半世紀以上を経て竹内さんの無実がいよいよ明らかになるか、この歴史的な再審の行方に注目しましょう！

大崎事件第2次再審請求の詳細と布川事件の再審公判傍聴記は、『冤罪 File』最新号(第11号9月8日発行)に掲載されています。ぜひお読み下さい！

11/20 冤罪支援集会 「私は犯人じゃない」冤罪被害者の叫び

日時 2010年11月20日(土)午後6時～8時(開場5時30分)

会場 南大塚ホール(JR山手線大塚駅徒歩5分)

プログラム 講演：木谷明さん(元裁判官・法政大学法科大学院教授)

「裁判所は変わるのか～ 私たち市民に今できること」

歌：布川事件 桜井昌司さん「歌と詩で語る獄中の29年」

訴え：再審・冤罪事件被害者・家族・支援者

主催：「私は犯人じゃない」冤罪被害者の叫び集会実行委員会(*詳細は、同封のピラにて)

事務局からのお知らせ

事務局会議：隔月第2火曜日 午後6時～8時 現代人文社：四谷駅下車徒歩8分
<次回は2010年11月9日(火)>

ゴビンダさんに手紙を書いてあげてください(お名前にはフリガナを)。

【〒233-8501 横浜市港南区港南4-2-2 ゴビンダ・プラサド・マイナリ様】

無実のゴビンダさんを支える会 事務局

〒160-0004 東京都新宿区四谷2-10ハツ橋ビル7階 現代人文社気付 TEL：080-6550-4669

e-mail：govinda@jca.apc.org ホームページ <http://www.jca.apc.org/govinda>